

# 令和元年度小田原市立豊川小学校内装木質化改修基本設計・実施設計業務 プロポーザル実施要領

## 1 目的

平成29年度に市関係部局及び有識者で構成した「小田原市公共施設木質化研究会」において、公共建築物における木材利用の可能性を検討した結果、木材利用による教育環境改善効果や、地域産木材の普及啓発効果など様々な観点から、学校施設、特に小学校の木質化による木材利用が最も効果的であるとの結論に至った。

本市における学校施設の木質化に当たっては、児童数の減少など学校をとりまく状況や教育方針、地域と学校との関わり方の方向性などを踏まえ、地域産木材の活用のみならず、施設の有効活用を促すことも視野に事業を進めていくものである。

また、本事業は、過去2校の小学校内装木質化事業の内容を踏まえ、新たな木質化の可能性及び今後の継続性を問われる重要な機会といえる。

よって、小学校内装木質化改修に必要な基本設計及び実施設計業務の実施に当たり、創造性・技術力・課題解決能力・協調性など最も優れた提案ができる設計者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

(1) 件名 令和元年度小田原市立豊川小学校内装木質化基本設計・実施設計業務

(2) 業務内容

ア 基本設計業務

イ 実施設計業務

※詳細は、別紙「小田原市公共建築設計業務委託共通仕様書」及び「令和2年度小田原市立豊川小学校内装木質化改修基本設計・実施設計業務委託特記仕様書(案)」のとおり。

※今後、本業務を受託した事業者には施工監修業務を委託する予定である。

(3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日まで

(4) 業務に係る費用の上限額

5,100千円(消費税及び地方消費税を含む)

※契約後に発生した必要経費については当該業務を受託した者(以下「受託者」という。)の負担とする。

## 3 改修施工条件の概要

(1) 施設名称 小田原市立豊川小学校

(2) 所在地 神奈川県小田原市成田530-1

(3) 構造 鉄筋コンクリート造

(4) 延床面積 5,789㎡

(5) 階層 地上4階

(6) 施設用途 教育施設(平成21年国土交通省告示第15号別添二第七号第1類)

(7) 改修施工費の上限額

30,000千円（税込：建築、電気設備、機械設備込）

※各項目の施工費の上限は、市担当者との協議し、決定するものとする。

※使用する木材は市からの材料支給とし、設計上の施工費合計である

30,000千円に含むものとする。

※支給予定の規格材(以下「支給材」という。)の情報は次のとおりとする。

- ・幅120mm×厚み40mm×長さ4200mm程度（一次製材済）を基本とする。なお、樹種は、スギ及びヒノキのどちらかを支給するものとする。
- ・支給材の支給可能量は、約20㎡以下とする。
- ・支給材の価格は、税込100,000円/㎡とする。なお、材料保管場所（市内）からの搬出費及び二次製材費については、設計上の施工費の合計に含むものとする。

#### (8) 図面

小田原市立豊川小学校 各階平面図参照。

本業務に必要な貸与可能な図面及びその他関連資料については、「令和2年度小田原市立豊川小学校内装木質化改修基本設計・実施設計業務委託特記仕様書（案）9（2）」による。

ただし、貸与可能な図面が必要な場合は、「17 担当・問い合わせ先」に記載のある電話番号及び担当者へ電話連絡するものとする。

なお、貸与可能な図面の受け取りについては、直接又は郵送のどちらかとするものとする。直接の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は、着払いでの郵送とする。

#### 4 提案にあたっての留意事項

提案にあたっては、以下の計画等を踏まえた設計とする。

- (1) 「公共建築物マネジメント基本計画（平成29年3月策定）」
- (2) 「平成29年度小田原市公共施設木質化モデル検討業務報告書（平成30年3月作成）」
- (3) 「小田原市公共建築物における木材利用推進計画（平成30年3月策定）」
- (4) 「平成30年度学校木の空間づくりモデル事業概要【東富水小学校】」
- (5) 「令和元年度学校木の空間づくりモデル事業概要【酒匂小学校】」

#### 5 著作権について

- (1) 応募者は、本業務及び本業務に関して応募者が作成し、提出する資料等（2次審査用技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない）について、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利等（以下「特許権等」という。）を侵害するものではないことを、発注者に対して保証するものとする。応募者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、応募者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 受託者は、提案書及び成果物について、小田原市（以下「委託者」という。）が広報や

広告活動等を行う際、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないものとする。

- (3) 受託者が有する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとする。ただし、受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に留保するものとする。
- (4) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないものとする。

## 6 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ対策について

当業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。また、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるものとする。

## 7 参加資格

単独企業の場合

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所の登録を行っているものとする。
- (2) 小田原市競争入札参加資格者名簿の「建築設計」に登録されていること。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、提案参加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申し込み中であり、優先交渉権者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。
- (3) 小田原市契約規則（昭和 39 年 6 月 1 日規則第 22 号）第 5 条の規定に該当しない者であるものとする。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であるものとする。
- (5) 手続開始告示の日から契約締結日までのいずれの日においても、小田原市又は国（公社、公団及び独立行政法人を含む）から指名停止処分を受けている期間中でないものとする。
- (6) 地方税及び国税の滞納がないものとする。
- (7) 平成 21 年度以降に完成、引渡し完了した、又は、令和元年度内に完成予定の施設において、木を主体とした設計又は改修設計の実績を 3 件以上有するものとする。
- (8) 一級建築士の資格を有する者を最低 1 名配置できるものとする。

共同事業体の場合

- (1) 構成員のうち、いずれかの企業が参加資格（2）の要件を満たすこと。
- (2) 全ての構成員が、参加資格（3）から（6）の要件を満たすこと。
- (3) 共同事業体の代表となる事業者を定め、その代表企業が本プロポーザルの参加申込み及び提案書の提出を行うこと。
- (4) 1 事業者が複数の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体の構成となりながら単独での参加申込みをすることもできない。

- (5) 代表企業又は構成員を変更することはできない。ただし、構成員に限り、やむを得ない事情があると認めた場合は、変更を認めるものとする。
- (6) 構成員の数は、3者以内とする。

## 8 現地見学会

### (1) 実施概要

#### ア 日程

令和元年10月21日(月)

#### イ 見学方法

- (ア) 市が指定した時間に現地見学を行うものとする。
- (イ) 現地見学は原則、「8 現地見学会(2)」において、申込みを行った者ごとに行うのではなく、申込者全員で実施するものとする。
- (ウ) 現地見学の際は、市職員が同行するものとする。
- (エ) 市が指定する場所に集合するものとする。
- (オ) 車で来校する場合、市が指定する場所に駐車するものとする。
- (カ) 車は1参加グループにつき1台とするものとする。

#### ウ 見学対象

学校内全般とするものとする。

### (2) 現地見学会の申込み

- ア 現地説明会参加申込書(様式8)に記入の上、電子メールにて申込みを行う。提出先は、「17 担当・問い合わせ先」に記載のあるメールアドレスとする。  
また、提出先に電話で到達確認を行うこととする。(誤送信等により未着の場合には、現地見学会に参加できないので注意する。)
- イ 申込みは、応募者ごとに代表者が行うものとする。
- ウ 申込期間は、令和元年10月11日(金)午前9時から10月18日(金)午後5時までとする。
- エ 参加者は3名以内とする。
- オ 現地見学の詳細な時間等は、申込終了後に電子メールで連絡する。

### (3) 留意事項

- ア 学校敷地内は全面禁煙とする。
- イ 学校教育活動等に支障のないよう留意する。
- ウ 資料、上履きなど、見学に必要なものは各自用意する。
- エ カメラ等による撮影は可能であるが、児童が特定されないようにする。また、撮影した画像等は本業務以外に使用しない。
- オ 現地見学時には、本業務に関する質問への回答はしない。

## 9 参加申込書及び提案書の提出

### (1) 提出書類

提出書類	提出部数
(様式1) 提案参加申込書	1部
(様式2) 共同事業体結成届 ※単体の場合は不要。	
(様式3) 業務実績確認書	
(様式4) 会社概要 ※共同事業体の場合は、全ての構成員が提出すること。	
(様式5) 業務実施体制報告書	
(様式6) 誓約書 ※共同事業体の場合は、全ての構成員が提出すること。	
(様式7) 費用見積書(指定様式なし) ※内訳書を添付すること	
提案書(A3片面・横使い3枚以内) ※設計コンセプト、平面図、詳細図、イメージパース図、全体レイアウト含む	13部
提出書類一式を格納したCD、DVD等のメディア	1部

### (2) 提案書作成に関する質疑応答

ア 質問期限 令和元年10月25日(金)午後5時必着

イ 質問方法 小田原市経済部農政課まで、電子メールで送信すること。(様式自由)  
※電子メールを送信した際、市担当者にその旨を連絡するものとする。

ウ 回答 令和元年10月31日(木)までに、市ホームページに掲出する。ただし、提案内容に係る事項等、応募者全てに答えることが当該質問者の不利益になる場合はこの限りではない。また、電話、口頭による対応は行わないものとする。

### (3) 提案書の提出期限

令和元年11月13日(水)午後5時までに持参又は郵送(書留郵便等確実な方法に限る)で提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は提出期間中必着とする。

### (4) 質問及び提案書の提出先(契約に関する事務を担当する組織)

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300

小田原市経済部農政課農林業振興係 片野・瀬戸

## 10 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて審査委員が評価・採点を行い、総合得点の最も高い事業者を最優秀提案者として優先交渉権者に選定するものとする。

また、総合得点が2番目に高い事業者がいた場合には、次点交渉権者に選定する。審査はあらかじめ設定した採点項目に基づいて、客観的に公平かつ厳正に行うものとする。

## 11 選定委員

受託者の選定に係る審査は、「小田原市立小学校内装木質化改修基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会設置要領」により組織された小田原市立小学校内装木質化改修基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会が行うものとする。なお、審査の公平性に影響を与える行為は厳禁とするものとする。

また、審査委員会は市職員と学校関係者で構成され、アドバイザーとして、長澤 悟 東洋大学名誉教授が参加する。

## 12 審査方法及び審査基準

### (1) 審査方法

担当部署の職員による書類審査及び「小田原市立小学校内装木質化改修基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会」によるプレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーション審査では、各審査員の評価点数を合計し、総合得点順に事業者の優先交渉順位を決定する。提案者が1者の場合も審査を行い、基準点に満たない場合は失格とするものとする。

### (2) 書類審査

応募者が資格条件を満たしているか、提出書類に不備がないかの確認とともに「小田原市立豊川小学校内装木質化改修基本設計・実施設計業務書類審査採点表」を評価項目として書類審査を行い、合計得点が満点の60%に満たない場合は失格とする。

また、応募者が5者以上いる場合は、別紙「小田原市立豊川小学校内装木質化改修基本設計・実施設計業務プロポーザル採点表」のプレゼンテーションを除く評価項目により提案内容の審査を行い、上位4者をプレゼンテーション審査対象者として選定する。

書類審査の結果は、11月20日（水）までに電子メールで通知する。

また、書類審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

### (3) プレゼンテーション審査

ア 日 時 令和元年11月27日（水）

イ 場 所 小田原市役所 ※時間・会議室は別途通知する。

ウ 持ち時間 1 提案事業者あたりプレゼン20分、質疑応答20分

別紙「小田原市立豊川小学校内装木質化改修基本設計・実施設計業務プロポーザル採点表」を評価項目としたプレゼンテーション審査を行う。

なお、合計得点（審査委員人数×100点）が満点の60%に満たない場合は失格とする。

また、パワーポイントによるプレゼンテーションを行う場合は、提案書の内容のみを使用した静止画とする。

エ 審査結果 審査結果は、プレゼンテーション参加事業者全員に、優先交渉権者名と次点交渉権者名を電子メールで通知するとともに、市ホームページに掲出する。

### 13 契約の締結

(1) 契約締結の手続き

優先交渉権者から示された提案書及び見積書の内容を業務委託内容の基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、受託事業者として決定し業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

(2) 契約保証金

小田原市契約規則による。

### 14 募集等における主なスケジュール（予定）

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| (1) 公募開始日         | 令和元年10月11日（金）        |
| (2) 現地見学会申込期間     | 令和元年10月11日（金）～18日（金） |
| (3) 現地見学会         | 令和元年10月21日（月）        |
| (4) 質問締切          | 令和元年10月25日（金）        |
| (5) 質問回答          | 令和元年10月31日（木）        |
| (6) 参加申込書及び提案書等締切 | 令和元年11月13日（水）        |
| (7) 書類審査結果通知      | 令和元年11月20日（水）        |
| (8) プレゼンテーション審査   | 令和元年11月27日（水）        |
| (9) 契約の締結         | 令和元年11月下旬            |

### 15 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) ひとつの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
- (6) その他、本件プロポーザルに関する条件に違反したとき。

### 16 その他

- (1) 提案は、1者につき1点のみとする。
- (2) 文字の大きさは、10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とする。
- (3) 提案書に関する事項について、後日ヒアリングを行うことがある。
- (4) 採用になった提案について、協議の上、内容及び見積金額を一部変更する場合がある。
- (5) 提案書の作成等に要した費用は、すべて提案者の負担とする。
- (6) 提出されたすべての資料の所有権は小田原市に帰属し、提出書類は採否の如何に関わらず返却しない。
- (7) 提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、法令に基づく要請等があった場合はこの

限りではない。

- (8) 受託者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (9) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正又は変更は、認めないものとする。
- (10) 電子メール等の通信事故について、小田原市は一切の責任を負わないものとする。
- (11) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

## 17 担当・問い合わせ先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300  
小田原市経済部農政課農林業振興係 片野・瀬戸  
電話 0465-33-1491 FAX 0465-33-1286  
e-mail: forest@city.odawara.kanagawa.jp